

○福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例施行規則

平成十四年十二月十七日

福島県規則第四百十九号

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例施行規則をここに公布する。

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例(平成十四年福島県条例第二十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域)

第二条 条例第二条第二号の規則で定める地域は、別表第一に掲げる区域とする。

(下水道整備計画区域)

第三条 条例第二条第十三号の規則で定める区域は、別表第二に掲げる区域とする。

第四条 削除

(平二四規則一二)

(特定施設の設置等の届出)

第五条 条例第十条、条例第十一条又は条例第十二条の規定による届出は、特定施設設置(使用・変更)届出書(様式第一号)により行うものとする。

2 条例第十条第八号の規則で定める事項は、特定事業場排水に係る用水及び排水の系統とする。

(氏名の変更等の届出)

第六条 条例第十五条の規定による届出は、条例第十条第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては氏名等変更届出書(様式第二号)により、特定施設の使用の廃止に係る場合にあつては特定施設使用廃止届出書(様式第三号)により行うものとする。

(承継の届出)

第七条 条例第十六条第三項の規定による届出は、承継届出書(様式第四号)により行うものとする。

(特定事業場排水等の汚染状態の測定等)

第八条 条例第十九条第一項(条例第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による特定事業場排水又は湖沼排水指定事業場排水の汚染状態の測定、その結果の

記録及びその記録の保存は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 特定事業場排水又は湖沼排水指定事業場排水の汚染状態の測定は、当該特定事業場排水を排出する特定事業場に係る特定事業場排水基準又は当該湖沼排水指定事業場排水を排出する湖沼排水指定事業場に係る湖沼排水指定事業場排水基準に定められた事項のうち、様式第一号別紙四により届け出たものについては、一年に一回以上行うこと。
- 二 前号の測定は、当該特定事業場排水基準又は湖沼排水指定事業場排水基準の排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）第二条の規定による検定の方法により行うこと。
- 三 測定のための試料は、測定しようとする特定事業場排水又は湖沼指定事業場排水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取すること。
- 四 測定の結果は、水質測定記録表（様式第五号）により記録すること。ただし、計量法（平成四年法律第五十一号）第七十条の登録を受けた者から様式第五号の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第一百条の二第一項に規定する証明書（計量法第七十条ただし書に規定する者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。以下同じ。）が提出された場合（同法第七十条ただし書に規定する者から当該証明書に相当する書面が提出された場合を含む。）にあつては、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができる。
- 五 前号の測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は前号ただし書に規定する証明書とともに三年間保存すること。

（平二四規則一二・一部改正）

（湖沼排水指定施設の設置等の届出）

第九条 条例第二十一条第一項において準用する条例第十条、条例第十一条又は条例第十二条の規定による届出は、湖沼排水指定施設設置（使用・変更）届出書（様式第一号）により行うものとする。

- 2 条例第二十一条第一項において準用する条例第十条第八号の規則で定める事項は、第五条第二項に規定する事項とする。

（氏名の変更等の届出）

第十条 条例第二十一条第一項において準用する条例第十五条の規定による届出は、条例第十条第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては氏名等変更届出書（様式第二号）により、湖沼排水指定施設の使用の廃止に係る場合にあつては湖沼排水指定施設

使用廃止届出書（様式第三号）により行うものとする。

（承継の届出）

第十一条 条例第二十一条第一項において準用する条例第十六条第三項の規定による届出は、承継届出書（様式第四号）により行うものとする。

（窒素りん除去型浄化槽の設置を要しない区域）

第十二条 条例第二十二条第一項の規則で定める区域は、別表第三に掲げる区域とする。

（平二四規則一二・一部改正）

（設置することができる窒素りん除去型浄化槽）

第十三条 条例第二十二条第一項の規則で定める窒素及びりんを除去することができるし尿浄化槽は、その構造が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条の汚物処理性能に関する技術的基準に適合するし尿浄化槽で次に掲げるものとする。

- 一 放流する水の窒素含有量が一リットルにつき十ミリグラム以下であり、かつ、放流する水のりん含有量が一リットルにつき一ミリグラム以下であるし尿処理浄化槽であつて、尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件（昭五十五年建設省告示第千二百九十二号）第十一に定める構造方法としたもの
- 二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十一条第二項の規定により国土交通大臣の認定を受けたもの（前号に掲げるし尿浄化槽と同等以上の汚物処理性能を有するものに限る。）

（平二四規則一二・一部改正）

（水環境保全区域の指定の案の公告）

第十四条 条例第三十九条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について、福島県報に登載して行うものとする。

- 一 水環境保全区域の名称
- 二 水環境保全区域（区域の拡張の場合にあっては、当該拡張に係る部分）に含まれる土地の区域
- 三 水環境保全区域の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所

（公聴会）

第十五条 知事は、条例第三十九条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

- 2 前項の公告は、公聴会の日の三週間前までに福島県報に登載して行うものとする。
- 3 公聴会は、知事の指名する県の職員が議長として主宰する。
- 4 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書の提出をした者その他意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。
- 5 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 6 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。
- 7 公述人及び発言を許された者の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 8 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動があったときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 9 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。
- 10 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(水環境保全区域内における行為の許可の申請)

第十六条 条例第四十条第一項の規定による許可の申請は、水環境保全区域内行為許可(変更許可)申請書(様式第六号)を知事に提出して行うものとする。

- 2 前項の水環境保全区域内行為許可(変更許可)申請書には、次の各号に掲げる図面を添えなければならない。

- 一 行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図
- 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及びカラー写真
- 三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- 四 行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

(非常災害の応急措置として行った行為の届出)

第十七条 条例第四十条第四項の規定による届出は、非常災害時行為届出書(様式第七号)により行うものとする。

2 前項の非常災害時行為届出書には、前条第二項第一号に掲げる図面を添えなければならない。

(水環境保全区域内の行為の許可基準)

第十八条 条例第四十条第三項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

一 建築物その他の工作物（以下単に「工作物」という。）を新築すること。

ア 仮設の工作物（ウに掲げるものを除く。）

(1) 当該工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(2) 当該新築の方法並びに当該工作物の規模、形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における水環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 地下に設ける工作物（ウに掲げるものを除く。）

当該新築の方法並びに当該工作物の位置、規模及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における水環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ 次に掲げる工作物

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における水環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(一) 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備

(二) 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第三項に規定する地すべり防止施設

(三) 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設

(四) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設

(五) 農業、林業、漁業その他生業の用に供するための建築物（住宅を除く。）

(六) 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項第一号に規定する土地改良施設

(七) 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路、農道、林道その他の道（以下「道路」という。）であって、自動車のみの交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの

- (八) 道路を管理するための建築物
- (九) 鉄道、軌道又は索道
- (一〇) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所である建築物（これらに附帯する建築物を含む。）
- (一一) 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第六項の規定により港湾施設とみなされた施設
- (一二) 航路標識その他の船舶の交通の安全を確保するための施設
- (一三) 係留施設その他の船舶による運送の用に供するための施設
- (一四) 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項に規定する航空保安施設
- (一五) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための工作物
- (一六) 有線電気通信のための線路若しくは建築物又は空中線系（その支持物を含む。）
- (一七) 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気工作物（火力発電所を除く。）
- (一八) 教育又は試験研究を行うための工作物
- (一九) 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項に規定する水道施設
- (二〇) 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路
- (二一) 送水管、ガス管その他これらに類する工作物
- (二二) 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第三条に規定する境内地における同条に規定する境内建物又は旧宗教法人令（昭和二十年勅令第七百十九号）の規定による宗教法人のこれに相当する工作物
- (二三) 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台又は機械若しくは器具等を格納する建築物
- (二四) 当該水環境保全区域内に居住する者の使用する物置、車庫、便所その他日常生活の用に供する建築物（住宅を除く。）
- (二五) 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財又は同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百条第一項の規定により仮指定された史跡、名勝又は天然記念物の保存のための建築物

- (二六) 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内に設けられる工作物
- (二七) (一) から (四) まで、(六)、(九) 又は (一一) から (二一) までに掲げる工作物に附帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物
- (二八) 条例第四十条第一項の規定による許可を受けた行為（条例第四十二条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。）を行うための工作物
- エ アからウまでに掲げる建築物以外の建築物（以下このエにおいて「普通建築物」という。）
- (1) 当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該水環境保全区域内に存した普通建築物であって災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該水環境保全区域内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあつては、この限りでない。
- (一) 水環境保全区域が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して六月前において現に建築物の敷地であった土地
- (二) 水環境保全区域が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であった土地
- (三) 現に有する建築物の敷地である土地
- (四) (一) 又は (二) の土地に隣接する土地（道路又は水路を挟んで接する土地を含む。）
- (2) 当該普通建築物の高さが、十メートル（当該新築が次に掲げる場合であつて、従前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、従前の普通建築物の高さ）を超えないこと。
- (一) 現に存する普通建築物の建替えのために行われる場合
- (二) 水環境保全区域が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して前六月以内に除却した普通建築物の建替えのために行われる場合
- (三) 災害により滅失した普通建築物の復旧又は災害からの避難のために行われる場合
- (3) 当該普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積（建築基準法施行令第二条第一項第三号に規定する床面積をいい、同令第一条第二号に規定する地階の床面

積は、算入しない。以下同じ。)の合計が、二百平方メートル(当該新築が(2)の(三)の場合であって、従前の普通建築物の床面積の合計が二百平方メートルを超えるときは、従前の普通建築物の床面積の合計)を超えないこと。ただし、当該新築が(1)の(一)又は(二)の土地において行われる場合にあっては、この限りでない。

- (4) 当該新築の方法並びに当該普通建築物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における水環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

オ アからウまでに掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。)

- (1) 当該工作物の高さが、十メートルを超えず、かつ、水平投影面積が二百平方メートルを超えないこと。
- (2) 当該新築の方法並びに当該工作物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における水環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

二 工作物を改築すること。

ア 仮設の工作物(ウに掲げるものを除く。)

- (1) 当該改築後の工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- (2) 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における水環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 地下に設ける工作物(ウに掲げるものを除く。)

当該改築の方法及び改築後の工作物の用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における水環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ 前号ウに掲げる工作物

当該改築の方法及び改築後の工作物の形態が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における水環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

エ アからウまでに掲げる建築物以外の建築物(以下このエにおいて「普通建築物」という。)

- (1) 当該改築後の普通建築物の高さが、十メートル(改築前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、改築前の普通建築物の高さ)を超えないこと。
- (2) 当該改築の方法並びに改築後の普通建築物の形態及び用途が、改築の行われる

土地及びその周辺の土地の区域における水環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

オ アからウまでに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）

- (1) 当該改築後の工作物の高さが、当該改築前の工作物の高さを超えないこと。
- (2) 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における水環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

三 工作物を増築すること。

ア 仮設の工作物（ウに掲げるものを除く。）

- (1) 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- (2) 当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模、形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における水環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 地下に設ける工作物（ウに掲げるものを除く。）

当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における水環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ 第一号ウに掲げる工作物

当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における水環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

エ アからウまでに掲げる建築物以外の建築物（以下このエにおいて「普通建築物」という。）

- (1) 当該増築後の普通建築物の高さが、十メートル（増築前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、増築前の普通建築物の高さ）を超えないこと。
- (2) 当該増築後の普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積の合計が、二百平方メートルを超えないこと。ただし、当該増築が次のいずれかの土地において行われる場合にあっては、この限りでない。
  - (一) 水環境保全区域が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して六月前において現に建築物の敷地であった土地
  - (二) 水環境保全区域が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であった土地

(3) 当該増築の方法並びに増築後の普通建築物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における水環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

オ アからウまでに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）

(1) 当該増築後の工作物の高さが、十メートル（増築前の工作物の高さが十メートルを超えるときは、増築前の工作物の高さ）を超えず、かつ、水平投影面積が二百平方メートル（増築前の工作物の水平投影面積が二百平方メートルを超えるときは、増築前の工作物の水平投影面積）を超えないこと。

(2) 当該増築の方法並びに増築後の工作物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における水環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

四 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、変更の方法及び規模が、変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における水環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア 土地を開墾すること。

イ 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。

ウ 教育又は試験研究のために土地の形質を変更すること。

エ 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形質を変更すること。

オ 養浜のために土地の形質を変更すること。

カ 工作物の新築、改築若しくは増築又は土石の採取に関連して土地の形質を変更すること。

五 土石を採取すること。

当該行為が、次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における水環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア 河川その他の公共の用に供する水路の区域内において土石を採取すること。

イ 水又は温泉を湧出させるために土石を採取すること。

ウ 教育又は試験研究のために土石を採取すること。

エ 工作物の新築、改築又は増築を行うための地質調査のために土石を採取すること。

オ 露天掘りでない方法により土石を採取すること。

六 水面を埋め立て、又は干拓すること。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における水環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

七 木竹を伐採すること。

当該木竹の伐採の方法及び規模が、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における水環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

八 次に掲げる行為

前各号の規定にかかわらず、当該行為が、行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における水環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア 災害の防止のために必要やむを得ない行為

イ 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為

(平二〇規則八二・平二四規則一二・一部改正)

(公的機関)

第十八条の二 条例第四十条第五項第二号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 独立行政法人水資源機構

二 地方共同法人日本下水道事業団

三 福島県道路公社

四 財団法人福島県農業振興公社

五 社団法人福島県林業公社

六 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第十条第一項の規定に基づき設立された土地開発公社

(平二四規則一二・追加)

(水環境保全区域内における行為の制限の対象とならない公的機関の行為)

第十九条 条例第四十条第五項第二号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 砂防法第一条に規定する砂防設備を改築し、又は増築すること。

二 地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設を改築し、又は増築すること。

三 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであって河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの

四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩

壊防止施設を改築し、又は増築すること。

五 道路（道路法第二条第一項に規定する道路に限る。以下この号において同じ。）を改築し、又は増築すること（小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

六 港湾法第二条第六項の規定により港湾施設とみなされた施設であつて、水環境保全区域が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同項の規定による認定がなされているもの又は条例第四十二条第一項後段の規定による協議を了して設置されたものを改築し、又は増築すること。

七 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。

八 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

九 前各号に掲げる行為に附帯する行為

（水環境保全区域内における許可等を要しない行為）

第二十条 条例第四十条第五項第三号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

ア 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。

イ 砂防法第二条の規定により指定された土地、地すべり等防止法第三条に規定する地すべり防止区域、河川法第六条第一項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

ウ 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条第一項に規定する測量標を設置すること。

エ 道路（道路法第二条第一項に規定する道路を除く。）を改築すること（舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

オ 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保す

- るための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。
- カ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。
- キ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。
- ク 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。
- ケ 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。
- コ 航空法第二条第五項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。
- サ 郵便差出箱、集合郵便受箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四百四十一条第三項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。
- シ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること（改築又は増築の後において高さが二十メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。
- ス 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を改築し、又は増築すること。
- セ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。
- ソ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯籠、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。
- タ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を改築し、又は増築すること。
- チ 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（(1)から(3)まで又は(8)に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築又は増築の後において(1)から(3)まで又は(8)に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。
- (1) 高さが五メートル以下であり、かつ、床面積の合計が三十平方メートル以下であるきん舎又は畜舎
- (2) 空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもので、高さが二十メートル以下のもの

- (3) 当該建築物の高さを超えない高さの物干場
- (4) 旗ざおその他これに類するもの
- (5) 門、塀、給水設備又は消火設備
- (6) 建築基準法第二条第三号に規定する建築設備
- (7) 地下に設ける工作物（建築物を除く。(8)において同じ。）
- (8) 高さ五メートル以下のその他の工作物

ツ 条例第四十条第一項の規定による許可を受けた行為(条例第四十二条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。)又はこの条の各号(第八号を除く。)に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。

テ 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置すること。

二 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。

三 土石を採取することであって次に掲げるもの

ア 建築物の存する敷地内において、土石を採取すること。

イ 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究のために土石を採取すること(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

ウ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学における教育又は学術研究のために土石を採取すること(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

四 木竹を伐採することであって次に掲げるもの

ア 建築物の存する敷地内において、高さ十メートル以下の木竹を伐採すること。

イ 自家の生活の用に充てるために木竹の択伐(単木択伐に限る。)をすること。

ウ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

エ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。

オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。

五 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。

六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内における同法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)に規定する行為並びに森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号)第六十三

条第一項第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

イ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第二十一条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

ウ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 住宅又は高さが五メートルを超え、若しくは床面積の合計が百平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築の後において、高さが五メートルを超え、又は床面積の合計が百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
- (2) 用排水施設（幅員二メートル以下の水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築の後において、幅員が二メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
- (3) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
- (4) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。
- (5) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (6) 森林である土地の区域内において、木竹を伐採すること。

エ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為

オ 学校教育法第一条に規定する大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為

カ 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財又は同法第百九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第百十条第一項の規定により仮指定された史跡、名勝又は天然記念物の保存のための行為（建築物の新築を除く。）

キ 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第五条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改

築又は増築の後において、高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。))。

ク 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ケ 工作物の修繕のための行為

七 前各号に掲げる行為に附帯する行為又は条例第四十条第一項各号に掲げる行為で森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内において同法第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに附帯する行為

(平二〇規則八二・平二四規則一二・平二六規則一一・令二規則六二・一部改正)

(許可の申請書の添付図書の省略等)

第二十一条 条例第四十条第一項の規定による許可を受けた行為の変更に係る許可の申請にあつては、第十六条第二項の規定により水環境保全区域内行為許可(変更許可)申請書に添えなければならない書類及び図面(第三項において「添付図書」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 前項の変更に係る許可の申請にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を水環境保全区域内行為許可(変更許可)申請書に添えなければならない。

3 第一項の場合を除くほか、条例第四十条第一項の規定による許可の申請に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

(意見の聴取)

第二十二条 知事は、条例第四十条第一項の規定による許可の申請又は条例第四十二条第一項の規定による協議があつた場合において、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関し必要があると認めるときは、関係市町村の長の意見を求めることができる。

(報告事項)

第二十三条 条例第五十条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 条例第二条第七号に規定する特定事業場排水を排出する者 特定施設の状況、特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、特定事業場排水の汚染状態及び量、汚染状態の測定結果並びに特定事業場排水に係る用水及び排水の系統

二 条例第二条第十号に規定する湖沼排水指定事業場排水を排出する者 湖沼排水指

定施設の状況、湖沼排水指定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、湖沼排水指定事業場排水の汚染状態及び量、汚染状態の測定結果並びに湖沼排水指定事業場排水に係る用水及び排水の系統

(検査物件)

第二十四条 条例第五十条第二項の規則で定める物件は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる物件とする。

一 条例第二条第七号に規定する特定事業場排水を排出する工場又は事業場 特定施設又は湖沼排水指定施設及び汚水等の処理を行うための施設（以下「汚水等処理施設」という。）並びにこれらの関連施設、特定施設又は湖沼排水指定施設において使用する原料並びに関係帳簿書類

二 条例第二条第十号に規定する湖沼排水指定事業場排水を排出する工場又は事業場 湖沼排水指定施設及び汚水等処理施設並びにこれらの関連施設、湖沼排水指定施設において使用する原料並びに関係帳簿書類

(身分証明書)

第二十五条 条例第五十条第四項の証明書は、様式第八号のとおりとする。

(補償請求書)

第二十六条 条例第五十一条第二項の規定による損失補償の請求は、損失補償請求書（様式第九号）を知事に提出して行うものとする。

(書類の経由)

第二十七条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する水環境保全区域に係る書類は、所轄の福島県地方振興局（以下「地方振興局」という。）の長を経由しなければならない。この場合において、二の地方振興局の管轄区域にまたがる事項に係る書類については、その事項が主として関係する土地を管轄する地方振興局の長を経由して提出するものとする。

(市町村が処理する事務)

第二十八条 条例第五十二条第二項第六号の規則で定める事務は、第五条第一項、第六条、第七条、第九条第一項、第十条及び第十一条の規定による届出の受理とする。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1 会津若松市の区域のうち、湊町大字赤井（字糠塚、字堀下、字穴切、字街道東、字街道
---

西、字大平及び字七曲を除く。)、湊町大字共和、湊町大字原、湊町大字平潟及び湊町大字静潟の区域

2 郡山市の区域のうち、湖南町赤津、湖南町館、湖南町中野、湖南町浜路、湖南町馬入新田、湖南町福良、湖南町舟津、湖南町三代及び湖南町横沢の区域

3 北塩原村の区域のうち、大字檜原の区域

4 猪苗代町の区域のうち、字赤坂、字赤道、字芦原、字愛宕、字愛宕後、字愛宕山、字集石、字荒川、字新町、字家後、字家ノ前、字家の前、字家東、字家前、字雷、字会ケノ沢、字出雲壇、字板橋北、字一本木、字イトピン南、字イトピン山、字犬壇、字今和泉、字今泉、字入竹小屋、字上ノ山、字上原、字右近山、字後磐梯山、字姥懐、字馬垣、字裏町、字エケ沢、字越後、字越後開、字江中、字大沢、字太田、字太田西、字大茂田沢山、字大場作、字大町、字大道西、字大道東、字大道南、字大茂田、字大谷地、字岡谷地、字小黒川、字小田屋敷、字オヒテ川、字ヲヒデ川、字カキ田、字ガキ田、字覚明、字隠里、字欠上り、字鹿野境、字カホウ坂、字果報坂、字上川上、字上川原、字上久々田、字上ザル田、字上園、字上長瀬、字上祢次、字上辺沢、字上村北、字上村西、字上村東、字上村前、字上屋敷、字掃部畑、字川端、字川原、字北ノ林、字北半坂、字狐崎、字行人壇、字桐木沢、字櫛ヶ峰、字窪田、字窪ノ内、字窪南、字熊野山、字グミ沢、字グミ沢原、字グミ沢山、字栗木ママ、字御三壇、字越坂、字五十軒道南、字古城跡、字古城前、字古城町、字小館、字五百刈、字御廟、字古的場、字五輪原、字坂下、字佐渡島、字ザル田、字猿壇、字三右エ門川原、字酸漿沢、字志田、字信濃町、字渋田、字渋谷、字清水、字清水下、字清水尻、字清水端、字清水東、字清水前、字下川上、字下川原、字下久々田、字下三右エ門川原、字下園、字下長瀬、字下日泥、字下辺沢、字菖蒲田、字白五輪、字城南、字新大町、字新上村東、字新上村前、字新狩野、字新地、字神道山、字新馬場、字新林、字新堀田東、字新堀西、字新堀向、字新見祢、字新村北、字新村中、字新村西、字新村東、字新村前、字新六百苺、字杉ノ崎、字諏訪西、字諏訪東、字諏訪前、字諏訪山、字堰ノ間、字堰間、字堰間上、字芹沢、字台、字大工屋敷、字大光寺、字高塚山、字高見、字高水口、字田沢、字田沢川原、字竜ヶ馬場、字立石平、字立目山、字茶園、字塚田、字津金沢、字土湯沢原、字土湯沢山、字堤、字堤北、字堤下、字堤西、字堤上、字堤東、字鶴田、字鶴峯、字鶴峯西、字手代山、字寺後、字寺東、字天鏡台、字天場、字樋場、字樋場道下、字堂後、字野老沢、字トコロ沢山、字隕下、字隕下沢山、字土手西、字土手間、字トトメキ、字中川原、字長坂、字長トロ、字長トロ東、字中町、字中道、字中道西、字中道東、字長森、字梨木西、字梨木東、字七ノ宮、

字七曲山、字並杉西、字西赤道、字西神野、字西堤下、字西ノ山、字西葉山、字西峰、字二丁田、字乳下、字沼倉、字沼尻、字沼田、字沼向、字沼ノ上、字沼ノ倉、字沼ノ平、字猫石原、字猫石山、字祢次、字羽黒堂、字橋ノ上、字畑添、字ハツカ森、字八反田、字八百刈、字離松、字土町、字土町北、字土町西裡、字土町南、字八ノ木沢、字馬場、字林崎、字林南、字葉山、字原、字春木場、字半坂、字磐梯山、字磐南、字磐南国有林地内、字東川原、字東神ノ、字東町裏、字東谷地、字雛草、字桧葉ノ木、字廟所西、字平下、字広前、字琵琶沢原、字落田、字二ツ岩、字不動、字古川谷、字古林、字平次郎沢、字平次郎沢山、字弁才天西、字弁歳天西、字弁財天西、字辺沢、字細田、字程塚、字前岡田、字前川原、字前林、字牧ノ内、字町島田、字町尻、字町西、字町東、字松留、字松留川原、字松峰、字的場、字丸山、字丸山入、字丸山前、字水垂、字水滴、字水滴沢山、字三ツ屋、字三ツ屋下、字南半坂、字見祢、字見禰、字見禰山、字見祢山、字宮ノ西、字明円、字名家道上、字名家道下、字向川原、字村北、字村下、字村中、字村西、字村東、字村東下、字村前、字村道上、字村南、字廻戸、字本町、字屋敷、字屋敷原、字屋敷山、字弥十、字谷地、字谷地中、字谷地堀西、字谷地堀東、字山神原、字山ノ神原、字横マクリ、字横まくり、字六角、字六百刈、字若林、字若宮、字綿熨場、字綿場、大字三ツ和、大字長田、大字磐根（字北神送、字北腰切、字小松原、字硯石、字念仏壇、字葉ノ木谷地、字東七ツ森、字南神送、字南腰切、字村西並びに字霜降のうち字南腰切、字葉ノ木谷地、字前田及び字大谷地に隣接する字霜降を除く。）、大字翁沢（字赤ケ山、字家北、字家前、字石郷、字石橋、字一番沢、字浮場、字打越、字烏帽子石、字大鹿野、字大ノ下、字荻谷地、字押立、字小前原、字蟹沢道、字川下、字北畑、字北向、字館山、字遠山、字長シタ、字中谷地、字二ノ巻、字二番沢、字沼上、字藤ノ木、字船場、字東沢、字前田、字前山、字丸山、字宮前、字屋敷及び大字三ツ和の飛地である字新山を除く。）、大字西館、大字磐里、大字堅田、大字千代田、大字関都、大字壺楊、大字金田、大字山潟、大字中小松、大字川桁、大字八幡、大字三郷、大字蚕養及び大字若宮の区域

備考 この表に掲げる区域は、平成14年9月4日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

別表第2（第3条関係）

1 郡山市の区域のうち、湖南町赤津（字磯畑、字墓所後、字砂子田、字中日泥、字深沢、字小枝町、字山ノ神、字辰巳ヶ沢、字池上、字落合、字北向家前、字新町原、字下野、字東羽山、字南山田、字南町、字中町裏、字中町、字愛宕下、字北山田、字寺ノ前、字北町、字霊屋前及び字富永に限る。）、湖南町館（字館、字糶屋、字前田、字荒町、字

下ノ宮及び字伊勢ノ前に限る。) 、湖南町中野(字南町、字町尻、字道林、字諏訪前、字堰内、字向町、字町頭、字和尚塚、字飯ヶ森、字百目貫竹花、字百目貫石田、字一番石倉、字石倉、字二番石倉、字三番石倉、字二番川前、字三番川前、字中屋敷、字一番猿畑及び字二番猿畑に限る。) 、湖南町浜路(字前田、字稲宝、字下道、字上道、字中大沢、字下町ヶ小屋及び字下大平に限る。) 、湖南町馬入新田(字布山京、字家ノ前、字下ノ原道東及び字二ツ家に限る。) 、湖南町福良(字古町、字中町、字荒町、字館ノ下、字屋敷前、字余郷前、字布引沢、字北ノ入、字畑ノ前、字外出、字境、字峰崎、字勝田内前、字勝田内上、字前田、字中浜、字町浦、字古町浦、字後谷地、字寺前、字彌陀内、字小栗生、字大栗生、字大将地、字一本木、字一本木前、字山神下、字入宇田、字大久保下、字大久保、字樋ノ口、字浦町前、字車ノ上、字台島、字炭ノ倉、字山崎、字家ノ北、字惣郷地及び字家老に限る。) 、湖南町舟津(字浜前、字片貝堀、字舟津、字村西、字堰内、字村上、字小櫃、字広畑、字岩下、字太田道西、字太田道上、字小櫃西、字日本一、字鱒浜、字小磯及び字中ノ沢に限る。) 、湖南町三代(字京塚、字原木、字寺ノ前、字太田、字御代、字荒町、字後沢、字上野、字不動山及び字中ノ入に限る。) 及び湖南町横沢(字村西、字下町、字六角、字下宮、字下根岸、字屋敷及び字下内野に限る。) の区域(郡山市下水道整備全体計画(同市において将来の地域の状況に対応した長期的な下水道整備の実施計画として定められた計画をいう。) に定められた下水道設置予定区域に限る。)

2 北塩原村の区域のうち、大字檜原(字曾原山、字小野川原、字甚九郎沢山、字築部沢山、字剣ヶ峯、字蛇平原山、字大府平、字大府平原、字湯平山、字寺沢山、字小野川及び字荒砂沢山に限る。) の区域(北塩原村下水道整備全体計画(同村において将来の地域の状況に対応した長期的な下水道整備の実施計画として定められた計画をいう。) に定められた下水道設置予定区域及び北塩原村生活排水処理施設等設置条例(平成7年北塩原村条例第13号)別表第1小野川地区簡易排水施設の項処理区域の欄に掲げる区域に限る。)

3 猪苗代町の区域のうち、字芦原、字新町、字雷、字出雲壇、字板橋北、字犬檀、字今和泉、字姥懐、字裏町、字太田、字太田西、字大道西、字小黒川、字ヲヒデ川、字カキ田、字ガキ田、字欠上り、字鹿野境、字上ザル田、字上園、字上村西、字上屋敷、字北半坂、字行人壇、字窪田、字窪ノ内、字窪南、字御三檀、字古城跡、字古城町、字五百苺、字五輪原、字坂下、字ザル田、字信濃町、字清水端、字下園、字菖蒲田、字白五輪、字城南、字新地、字新馬場、字新堀西、字新堀向、字新見祢、字諏訪西、字諏訪東、字諏訪前、字高塚山、字茶園、字塚田、字津金沢、字堤、字堤北、字堤下、字堤上、字鶴田、

字鶴峯、字鶴峯西、字寺後、字寺東、字樋場、字樋場道下、字中町、字中道、字梨木西、字並杉西、字二丁田、字沼田、字猫石山、字祢次、字土町、字土町北、字土町西裡、字土町南、字八ノ木沢、字馬場、字林崎、字葉山、字半坂、字東町裏、字東谷地、字雛草、字弁才天西、字程塚、字町島田、字町尻、字町西、字町東、字南半坂、字見祢、字見祢山、字明円、字村北、字村下、字村東下、字村前、字村南、字本町、字若宮、字横マクリ、大字西館（字カブキ、字上屋敷、字川原畑、字下屋敷、字中道西、字中屋敷、字二本柳、字南屋敷、字宮東及び字宮前に限る。）、大字磐里（字家前、字磐崎、字角田、字上ノ上、字五輪、字島田、字白津田、字堤崎道北、字百目貫、字百目貫前田、字中二百苺、字前田、字村西、字村東、字村南、字八千代及び字六角に限る。）、大字堅田（字上弥地田及び字小荷田に限る。）、大字千代田（字油地、字入場、字打越、字打越分、字扇田、字大場作、字上畑田、字上前田、字上村北、字上村前、字神宮寺、字田中、字千代田、字寺東、字トウフケ、字ドウフケ、字トヤガ崎、字中島、字二百苺、字古屋敷、字前田、字水上、字村ノ内、字村東、字柳田及び字四ツ樋に限る。）、大字壺楊（字北浜、字槻ノ木、字壺下、字西文蔵、字浜、字東文蔵、字前浜、字前田、字南浜及び字薬師堂に限る。）、大字川桁（字麻畑、字新町、字新屋敷、字家北、字家西、字家ノ前、字家東、字稲千原、字上川原、字堰上、字寺道北、字天王坂、字栃久保、字長町、字西幸野、字林口、字廟所後、字廟所前、字平太、字前田、字曲渕、字丸山下、字道上、字道下、字宮ノ西、字村北、字元幸野及び字山道北に限る。）、大字八幡（字兄山原に限る。）、大字蚕養（字沼尻山に限る。）及び大字若宮（字大原及び字村東に限る。）の区域（猪苗代町下水道整備全体計画（猪苗代町において将来の地域の状況に対応した長期的な下水道整備の実施計画として定められた計画をいう。）に定められた下水道設置予定区域に限る。）

備考 この表に掲げる区域は、平成14年9月4日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

別表第3（第12条関係）

（平24規則12・一部改正）

- 1 会津若松市の区域のうち、湊町大字赤井（字赤井、字丸内及び字廟所に限る。）及び湊町大字共和（字上馬渡、字下馬渡、字西田面、字熊野鼻、字宝名分、字家ノ下、字東原、字姥神、字街道下、字清水下及び字村東に限る。）の区域（会津若松市農業集落排水処理施設条例（平成10年会津若松市条例第26号）第3条第2項の規定により公告された処理区域に定める区域に限る。）

2 北塩原村の区域のうち、大字檜原（字早稲沢、字中原、字墓下、字葶畑沢、字無縁原、字葶畑沢山、字小屋沢、字五十両原、字館山、字道前原、字焼桂山、字檜原、字巢ノ山、字滝ノ原及び字水梨原に限る。）の区域（北塩原村生活排水処理施設等設置条例別表第1処理区域の欄に掲げる区域に限る。）

3 猪苗代町の区域のうち、大字三ツ和（字家北、字大在家西、字坂ノ上、字三城瀧東、字三百苺、字惣座、字長香、字寺東、字波々帰目、字前田、字村西、字村東、字村前及び字村南に限る。）、大字長田（字飯台、字家東、字居村東、字大在家、字釜井、字北烏帽子、字旧屋敷、字九郎在家、字湖里、字皿ノ子、字三百苺、字セト宮、字税田、字鶴田、字豊田、字中ノ町、字西真行、字畑賀田、字畑田、字浜田、字東真行、字古屋敷、字前田、字南烏帽子、字南真行、字宮崎、字村北、字村東及び字村前に限る。）、大字磐里（字家前及び字仁蔵に限る。）、大字堅田（字相名目、字牛子、字牛沼、字牛沼村西、字小黒河岸、字御前柳、字鷺作、字下田、字壇袋、字津島宮西、字中田、字西田、字入江、字入江村前、字浜田、字広新田、字水上、字宮後、字宮西、字宮前、字村東、字村前、字廻谷地及び字門上に限る。）、大字金田（字大道北、字金曲、字上川原、字上地蔵免、字芭添、字館ノ内、字西川原、字西新堀、字東新堀、字廻戸、字道南及び字村北に限る。）、大字中小松（字狐川原に限る。）、大字川桁（字麻畑、字十北及び字七ツ段に限る。）、大字八幡（字稲荷、字白津、字白村西、字白村東、字白谷地道、字高原、字宮ノ腰及び字元屋敷に限る。）、大字蚕養（字北川原、字北谷地向、字小水沢、字小水沢前、字下平、字下日影、字砂田、字堰下、字高塚、字中島、字中ノ沢、字西大森、字西高塚、字東高塚、字樋ノ口、字樋ノ口前、字樋ノ口山、字南谷地向、字村北、字村西及び字山根に限る。）の区域（猪苗代町農業集落排水施設条例（平成7年猪苗代町条例第35号）別表第1処理区域の欄に掲げる区域に限る。）

備考 この表に掲げる区域は、平成14年9月4日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

様式第1号(第5条、第9条関係)

特定施設  
湖沼排水指定施設 設置(使用・変更)届出書

年 月 日

福島県知事

住 所

届出者

氏名又は名称

法人にあつては、その代表者の氏名

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例第10条(第11条、第12条、第21条第1項)の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受付年月日	年 月 日
特定施設(湖沼排水指定施設)の種類		※施設番号	
特定施設(湖沼排水指定施設)の構造	別紙1のとおり	※審査結果	
特定施設(湖沼排水指定施設)の使用の方法	別紙2のとおり	※備 考	
汚水等の処理の方法	別紙3のとおり		
特定事業場排水(湖沼排水指定事業場排水)の汚染状態及び量	別紙4のとおり		
特定事業場排水(湖沼排水指定事業場排水)に係る用水及び排水の系統	別紙5のとおり		

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 特定施設(湖沼排水指定施設)の種類欄には、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1に掲げる号番号及び名称(湖沼排水指定施設にあつては、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成8年福島県規則第75号)第20条に掲げる号番号及び名称又はし尿浄化槽の処理能力)を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 変更の届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

## 別紙1

## 特定施設(湖沼排水指定施設)の構造

工場又は事業場における施設番号		
特定施設(湖沼排水指定施設)号番号及び名称又はし尿浄化槽の処理能力		
型 式		
構 造	別紙にすることとし、できる限り図面を利用すること。	
主 要 寸 法		
能 力		
配 置	別紙にすることとし、できる限り図面を利用すること。	
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		

## 備考

- 1 配置の欄には、当該特定施設又は湖沼排水指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記入すること。
- 2 設置の届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合には設置年月日の欄に、変更の届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記入すること。

別紙2

特定施設(湖沼排水指定施設)の使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
特定施設(湖沼排水指定施設)号番号及び名称又はし尿浄化槽の処理能力					
設 置 場 所					
操 業 の 系 統					
使 用 時 間 間 隔					
1 日 当 た り の 使 用 時 間					
使 用 の 季 節 的 変 動					
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量					
汚水等の汚染状態	種 類 ・ 項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
汚 水 等 の 量 (m <sup>3</sup> /日)		通 常	最 大	通 常	最 大
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の特定事業場排水又は当該湖沼排水指定事業場の湖沼排水指定事業場排水に係る排水基準に定められた事項について記入すること。

別紙3

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号									
汚水等処理施設の設置場所									
設置年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日			
工事着手予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日			
工事完成予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日			
使用開始予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日			
種類及び型式									
構造		別紙によることとし、できる限り図面を利用すること。							
主要寸法		別紙によることとし、できる限り図面を利用すること。							
能力									
処理の方式									
処理の系統		別紙によることとし、できる限り図面を利用すること。							
集水及び導水の方法									
使用時間間隔									
1日当たりの使用時間									
使用の季節変動									
消耗資材の1日当たりの用途別使用量									
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通 常		最 大		通 常		最 大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	量 (m <sup>3</sup> / 日)								
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法									
特定事業場排水(湖沼排水指定事業場排水)の排出方法									
その他参考となるべき事項									

備考

- 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の特定事業場排水又は当該湖沼排水指定事業場の湖沼排水指定事業場排水に係る排水基準に定められた事項について記入すること。
- 2 特定事業場排水(湖沼排水指定事業場排水)の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記入すること。
- 3 設置の届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合には設置年月日の欄に、変更の届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記入すること。

別紙4

特定事業場排水(湖沼排水指定事業場排水)の汚染状態及び量

工場又は事業場における 施設番号					
排出水 の汚染状態 特定事業場排水 (湖沼排水指定事場)	種 類・項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
特定事業場排水(湖沼 排水指定事業場排水) の量 (m <sup>3</sup> /日)		通 常	最 大	通 常	最 大
その他参考となるべき事 項					

備考 特定事業場排水(湖沼排水指定事業場排水)の汚染状態の欄には、当該特定事業場の特定事業場排水又は当該湖沼排水指定事業場の湖沼排水指定事業場排水に係る排水基準に定められた事項について記入すること。

別紙5

用水及び排水の系統

用水及び排水の系統			
	用 途	使 用 水	用水使用量(m <sup>3</sup> /日)
用 途 別 用 水 使 用 量			

様式第2号(第6条、第10条関係)

氏名等変更届出書

年 月 日

福島県知事

住 所

届出者

氏名又は名称

法人にあつては、その代表者の氏名

次のとおり変更があつたので、福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例第15条(第21条第1項)の規定により届け出ます。

変更の内容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受付年月日	年 月 日
変更年月日		年 月 日	※施設番号	
変更の理由			※備考	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第3号(第6条、第10条関係)

特定施設(湖沼排水指定施設)使用廃止届出書

年 月 日

福島県知事

住 所

届出者

氏名又は名称

法人にあつては、その代表者の氏名

特定施設(湖沼排水指定施設)の使用を廃止したので、福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例第15条(第21条第1項)の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受付年月日	年 月 日
特定施設(湖沼排水指定施設)の種類		※施設番号	
特定施設(湖沼排水指定施設)の設置場所		※備考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第4号(第7条、第11条関係)

承 継 届 出 書

年 月 日

福島県知事

住 所

届出者

氏名又は名称

法人にあつては、その代表者の氏名

特定施設(湖沼排水指定施設)に係る届出者の地位を承継したので、福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例第16条第3項(第21条第1項)の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※受付年月日	年 月 日
特定施設(湖沼排水指定施設)の種類		※施 設 番 号	
特定施設(湖沼排水指定施設)の設置場所		※備 考	
承 継 の 年 月 日	年 月 日		
被 承 継 者	氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名		
	住 所		
承 継 の 原 因			

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第5号(第8条関係)

水質測定記録表  
特定事業場排水(湖沼排水指定事業場排水)の汚染状態

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設(湖沼排水指定施設)の使用状況	採水者	分析者	測定項目		備考
	名称	排水量 (m <sup>3</sup> /日)						

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

様式第6号(第16条関係)

水環境保全区域内行為許可(変更許可)申請書

年 月 日

福島県知事

住 所

届出者

氏名又は名称

法人にあつては、その代表者の氏名

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例第40条第1項の規定により、水環境保全区域内における行為の許可を受けたいので申請します。

行 為 の 種 類	
行 為 の 目 的	
行 為 の 場 所	
行為地及びその付近の状況	
行 為 の 施 行 方 法	
行為の着手の予定日	
行為の完了の予定日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第7号(第17条関係)

非常災害時行為届出書

年 月 日

福島県知事

住 所

届出者

氏名又は名称

法人にあっては、その代表者の氏名

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例第40条第4項の規定により、非常災害のために必要な応急措置をしたので、次のとおり届け出ます。

行 為 の 種 類	
行 為 の 目 的	
行 為 の 場 所	
行 為 の 施 行 方 法	
行為の完了の日又は予定日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。



様式第9号(第26条関係)

損失補償請求書

年 月 日

福島県知事

住 所

請求者

氏名又は名称

法人にあつては、その代表者の氏名

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例第51条第2項の規定により、次のとおり損失を受けたので補償してください。

補 償 請 求 の 理 由		
補 償 請 求 額	総 額	
	内 訳	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則（平成二〇年規則第八二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年規則第一二号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第八条の改正規定は平成二十四年十月一日から、第四条の改正規定、第十八条の改正規定、第十八条の次に一条を加える改正規定、第二十条の改正規定及び別表第三の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年規則第六二号）

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第二八号）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等は、それぞれ改正後の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号 (第5条、第9条関係)

(令3規則28・一部改正)

様式第2号 (第6条、第10条関係)

(令3規則28・一部改正)

様式第3号 (第6条、第10条関係)

(令3規則28・一部改正)

様式第4号 (第7条、第11条関係)

(令3規則28・一部改正)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第16条関係)

(令3規則28・一部改正)

様式第7号 (第17条関係)

(令3規則28・一部改正)

様式第8号 (第25条関係)

様式第9号 (第26条関係)

(令3規則28・一部改正)